平成２２年（フ）第７７号
新潟市東区中山４丁目２番４　市営アパートＤ棟421号
債務者　五十嵐日出男
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９９号
新潟市東区中野山２丁目４番地２
債務者　春山美子こと　李　　美子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１００号
新潟県燕市吉田弥生町29番36号
債務者　小田　礼子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０１号
新潟県燕市吉田弥生町29番36号
債務者　小田　和正
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５号
新潟県三条市上保内丙20番地
債務者　長谷川由美子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１２号
京都府舞鶴市字上安1697番地の36　真愛の家寿荘、住民票上の住所京都府舞鶴市字長浜888番地市営住宅35号
債務者　濵田はま𠮷
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第１７８８号
大阪府松原市立部５丁目５番９号
債務者　大里　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７９８号
大阪府河内長野市日野372番地の甲
債務者　松尾造園こと　松尾　　学
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
堺市中区深井沢町3193番地３　ジュネスノーブル105号、前住所堺市中区上之442番地22
債務者　佐々木俊郎
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
大阪府高石市高師浜４丁目４番26号　グリーンコーポ402号室
債務者　三好　　太
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
大阪府大阪狭山市東野西１丁目1009番地―106号
債務者　中尾　昭二
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
堺市南区竹城台３丁１番３―404号
債務者　山田　晃彦
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
大阪府松原市上田２丁目８番２号
債務者　アイランド上田子供服古賀こと　古賀　英子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
大阪府松原市阿保２丁目31番地―103号
債務者　稲泉　　彩
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
堺市中区福田541番地　福田荘３棟５号
債務者　原　　健太
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
堺市西区浜寺石津町中４丁９番27号、前住所堺市西区浜寺石津町中３丁12番17号
債務者　毛利みずほ
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
大阪府羽曳野市軽里３丁目216番地の７
債務者　桝矢多恵子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
堺市北区中百舌鳥町５丁798番地１　和田ビル302号、前住所堺市北区中百舌鳥町５丁798番地１　和田ビル204号
債務者　鈴木　由香（旧姓登神）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係